

土庄町販路開拓支援補助金（町内事業者向け）のご案内

土庄町では、産業の振興及び発展を図るため、国内外で新規販路開拓に主体的に取り組む町内に本社若しくは事業所を有する法人又は町内に住所若しくは事業所を有する個人事業者に対し、土庄町販路開拓支援補助金を交付します。

補助金の概要は次のとおりです。

補助対象者

補助金の交付を受けることができるのは、次の各号のいずれにも該当する事業者です。

- (1) 令和6年4月1日以降、引き続き町内に本社若しくは事業所を有する法人又は町内に住所若しくは事業所を有する個人事業者であること。
 - (2) 平成30年度以前まで町税の滞納がない者
- ただし、補助金の額が1万円に満たない場合は、交付の対象としません。

補助対象事業

補助金の交付の対象となるのは、次のいずれかに該当する事業です。

ただし、国、地方公共団体及びその他公的団体から補助金又は交付金の交付を受けて実施する事業は対象としません。

- (1) 補助対象者が一般に公開されている展示会等（商談や販路の開拓を目的に開催される商談会、見本市及び展示会並びに対面販売や試食販売を行う催事）に出展する事業。ただし、国外で開催される展示会等については、補助対象者の渡航を伴わない商品のみを展示販売する事業についても、補助金の交付の対象とします。
- (2) 補助対象者が通信販売を行うことを目的として新たにホームページを開設する事業。

※土庄町商工会または香川県よろず支援拠点(土庄町商工観光課で予約可)の相談事業も併せてお申し込みできます。

補助金の額

補助金の額は、次のとおりです。

- ・補助率：3分の2
- ・補助上限額：1補助対象者当たり1年度につき20万円（千円未満切り捨て）

申請期間

令和7年3月31日（月）まで

（裏面もご覧ください）

補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次のとおりです。

経費区分	補助対象経費
展示会等出展経費	(1)会場借上料 (2)会場装飾費 (3)出展商品等輸送費（商品・パンフレット等輸送費、保険料） (4)オンライン展示会等の出展経費 (5)什器・備品借上料
広告宣伝費	(1)販促ポスター・チラシ・映像等PR資材作成費 (2)企画・デザイン費 (3)撮影・編集費 (4)印刷製本費 (5)翻訳代
旅費	(1)交通費（会場までの合理的な交通手段及び経路による部分に限る。） ア 鉄道賃 イ 船賃 ウ 航空賃 エ 車賃（タクシー代、燃料費を除く） オ 有料道路通行料 カ 駐車場使用料 ※ビジネスクラス、グリーン車等特別料金は対象外。 (2)宿泊費（1泊12,000円を上限）
雑役務費	(1)マネキン費（1事業者当たり1日につき1人を上限） (2)通訳費（1事業者当たり1日につき1人を上限）
委託料	展示会等出展代行業務委託料（商品買取代を除く） ホームページ制作委託料

必要書類及び提出先

次の必要書類を土庄町商工会に提出してください。

審査完了後、補助金の支払い手続きを行います。

- (1) 土庄町販路開拓支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 展示会等の場合：補助対象事業の履行状況が確認できる写真
ホームページ制作の場合：ホームページの画面コピー、ホームページのURL
- (3) 補助対象経費の請求書、領収書又はこれに代わるものの写し
- (4) 振込先口座の通帳の写し

お問い合わせ

土庄町商工会（申請書提出先） 62-0427

土庄町商工観光課 62-7004